

## 資料 2 関係

1. 電子申請方式にしないといけないのでしょうか？

(回答)

今後も証紙貼付方式は存続しますので、必ず電子申請方式にしないといけないわけではありません。

ただし、公共工事において、掛金拠出者である元請が電子申請方式を採用した工事現場においては、下請の被共済者の就労分についても、すべて電子申請による掛金納付となります。

2. 電子申請の申し込みを行ったら、公共工事以外（民間）もすべて電子による積み立てにしないといけないのでしょうか？

(回答)

公共・民間を問わず、工事毎に、証紙貼付方式または電子申請方式のどちらかを選択することが出来ます。

3. 電子申請方式を採用した現場に入った被共済者だけが、電子で積み立てないといけないのでしょうか？

(回答)

公共・民間を問わず、掛金拠出者である元請が電子申請方式を採用した工事現場においては、下請の被共済者の就労分についても、すべて電子申請による掛金納付となります。

なお、同じ工事の中で、証紙貼付方式と電子申請方式を併用することは出来ません。

4. 電子申請方式の工事現場で、下請から電子での対応ができないと言われたら、どのようにしたらよいのでしょうか？

(回答)

元請企業において、ツールの代理入力をしていただくか、エクセル形式で作成した様式第 5 号を下請から提出していただき、元請企業で取り込む方法があります。

5. 電子申請の場合、掛金収納書はすぐ発行されるのでしょうか？  
(契約時に発注者へ提出しないとイケないため、気になります。)

(回答)

ペイジーによる払込の場合は、電子申請専用サイトで「ペイジーによる掛金納付の申請」を行うと、すぐに払込データがメールで届きます。その払込データにより ATM など入金すると数時間後に入金確定通知メールが到着後電子申請専用サイトから掛金収納書がダウンロード可能となりますので、遅くとも入金日の翌営業日となります。

口座振替の場合は、毎月引き落とす日が決まっておりますので、すぐには掛金収納書の発行はできません。電子申請専用サイトで「口座振替の申込」をすると、仮の掛金収納書（口座振替申込受付書）を発行いたしますので、発注者へは一旦「口座振替申込受付書」を提出してください。掛金収納書は、入金確定後ダウンロード可能となりますので、印刷していただき、改めて発注者へ提出して下さい。

なお、この件につきましては、掛金収納書の提出期限を 40 日以内に変更することを、国土交通省と調整中です。

6. 元請から電子による充当があった場合は、下請はどのように確認できるのでしょうか？

(回答)

原則的には、元請は下請け企業分を含む掛金の充当状況を取得し、下請企業へ通知していただくこととしております。(2021年4月から可能となります。)

ただし、事務忘れ、中間の下請において通知が滞ることも十分に考えられますので、下請企業も電子申請申込の手続きをしていただければ、iPadのようなタブレットやスマートフォンからでも電子申請専用サイトを利用することで当該企業での掛金充当状況を確認できることを周知願います。

7. 電子申請にした場合の、メリットおよびデメリットを教えてください。

(回答)

メリットとしては、現物（共済証紙）を取り扱わないため、金融機関へ証紙の購入に係る時間と証紙貼付に係る管理簿の作成作業が省略され、なお、元下間の証紙の郵送費が削減されます。また証紙は金券であるため、支社などで所持する証紙など定期的な棚卸が必要になりますが、電子方式では、企業内における退職金ポイントの保有状況が電子申請専用サイトで簡単に確認することができます。デメリットとしては、電子申請方式を利用するための操作方法が多岐にわたるため、操作説明書や動画をご覧になり理解していただく必要があります。

### 資料 3 関係

8. 公共工事を受注する事業所は、建退共に参加していないといけないのでしょうか？

(回答)

建退共制度は任意加入制度ですが、公共工事においては工事費の中に建退共の掛金相当額が積算されていることもあり、元請業者だけでなく全ての下請業者も含めて建退共制度の対象となる現場労働者がいる場合は、元請を含め建退共制度に参加するよう要請しています。

### 資料 5 関係

9. 今後、共済手帳更新は 2 年後（次回更新時期）に行うようになるのでしょうか？

(回答)

従来通り 250 日分の証紙を貼り終えた時に更新手続きを取っていただきますが、貼り終えていない場合でも手帳の表紙に記載されている「次回更新時期」が到来した場合は更新手続きを行っていただくこととなります。

10. 労働者が退職し、被共済者がいなくなったら、建退共は解除しなくてはいけませんか？

(回答)

共済契約者のところに被共済者がいなくなった場合でも、対象となる被共済者を雇用する場合もあり、また、下請が建退共制度に参加しており共済証紙を現物交付する場合は、この制度が適用されますので契約を継続することができます。

なお、2 年間手帳更新のない契約者に対しては現況調査を行い、その後 2 年間においても更新など履行が見られない場合は、契約解除の手続きが行われます。